Ｊ０８４　創傷処理
1　筋肉、臓器に達するもの（長径５センチメートル未満）　1,250点
2　筋肉、臓器に達するもの（長径５センチメートル以上10センチメートル未満）　1,680点
3　筋肉、臓器に達するもの（長径10センチメートル以上）　2,000点
4　筋肉、臓器に達しないもの（長径５センチメートル未満）　470点
5　筋肉、臓器に達しないもの（長径５センチメートル以上10センチメートル未満）　850点
6　筋肉、臓器に達しないもの（長径10センチメートル以上）　1,320点
注１　切、刺、割創又は挫創の手術について切除、結紮又は縫合を行う場合に限り算定する。
2　真皮縫合を伴う縫合閉鎖を行った場合は、露出部の創傷に限り所定点数に460点を加算する。
3　汚染された挫創に対して区分番号Ｊ０８５に掲げるデブリードマンを行った場合は、当初の１回に限り100点を加算する。

Ｊ０８４－２　小児創傷処理（６歳未満）
1　筋肉、臓器に達するもの（長径2.5センチメートル未満）　1,250点
2　筋肉、臓器に達するもの（長径2.5センチメートル以上５センチメートル未満）　1,400点
3　筋肉、臓器に達するもの（長径５センチメートル以上10センチメートル未満）　1,850点
4　筋肉、臓器に達するもの（長径10センチメートル以上）　2,200点
5　筋肉、臓器に達しないもの（長径2.5センチメートル未満）　450点
6　筋肉、臓器に達しないもの（長径2.5センチメートル以上５センチメートル未満）　500点
7　筋肉、臓器に達しないもの（長径５センチメートル以上10センチメートル未満）　950点
8　筋肉、臓器に達しないもの（長径10センチメートル以上）　1,450点
注１　切、刺、割創又は挫創の手術について切除、結紮又は縫合を行う場合に限り算定する。
2　真皮縫合を伴う縫合閉鎖を行った場合は、露出部の創傷に限り所定点数に460点を加算する。
3　汚染された挫創に対して区分番号Ｊ０８５に掲げるデブリードマンを行った場合は、当初の１回に限り100点を加算する。

Ｊ０８５　デブリードマン
1　100平方センチメートル未満　1,020点
2　100平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満　2,300点
注１　当初の１回に限り算定する。
2　骨、腱又は筋肉の露出を伴う損傷については、深部デブリードマン加算として、所定点数に1,000点を加算する。

Ｊ０８６　上顎洞開窓術　2,000点
Ｊ０８７　上顎洞根治手術　5,120点
Ｊ０８７－２　上顎洞炎術後後出血止血法　5,120点

Ｊ０８８　リンパ節摘出術
1　長径３センチメートル未満　1,200点
2　長径３センチメートル以上　2,880点

Ｊ０８９　分層植皮術
1　25平方センチメートル未満　3,330点
2　25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満　4,590点
3　100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満　6,660点
4　200平方センチメートル以上　20,150点

Ｊ０８９－２　全層植皮術
1　25平方センチメートル未満　10,000点
2　25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満　12,500点
3　100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満　21,700点
4　200平方センチメートル以上　31,350点
注　広範囲皮膚欠損の患者に対して行う場合は、頭頸部、左上肢、左下肢、右上肢、右下肢、腹部又は背部のそれぞれの部位ごとに所定点数を算定する。

Ｊ０９０　皮膚移植術（生体・培養）　4,700点
注１　生体皮膚又は培養皮膚移植を行った場合に算定する。
2　生体皮膚を移植した場合は、生体皮膚の摘出のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。

Ｊ０９０－２　皮膚移植術（死体）
1　200平方センチメートル未満　5,190点
2　200平方センチメートル以上500平方センチメートル未満　6,920点
3　500平方センチメートル以上1,000平方センチメートル未満　10,380点
4　1,000平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満　25,320点

Ｊ０９１　皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術
1　25平方センチメートル未満　3,760点
2　25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満　8,800点
3　100平方センチメートル以上　15,600点

Ｊ０９２　動脈（皮）弁術、筋（皮）弁術　32,850点
Ｊ０９３　遊離皮弁術（顕微鏡下血管柄付きのもの）　64,500点
Ｊ０９４　削除
Ｊ０９５　複合組織移植術　11,700点
Ｊ０９６　自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付きのもの）　73,800点
Ｊ０９７　粘膜移植術
1　４平方センチメートル未満　5,010点
2　４平方センチメートル以上　5,500点
Ｊ０９８　血管結紮術　3,130点
Ｊ０９９　動脈形成術、吻合術　13,910点
Ｊ０９９－２　抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用埋込型カテーテル設置　16,640点
注　使用したカテーテル、カテーテルアクセス等の材料の費用は、所定点数に含まれるものとする。

Ｊ１００　血管移植術、バイパス移植術
1　頭、頸部動脈　55,050点
2　その他の動脈　23,300点